

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和3年8月20日（金）
開会 午前9時59分
閉会 午前11時20分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 （委員長）井上真砂美、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、大野慎治、梶谷規子
5 欠席委員 なし
6 出席議員 伊藤隆信議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員
7 説明員 行政課長 佐野剛
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

（1）9月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

報告5件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、条例の廃止1件、令和3年度補正予算3件、令和2年度決算認定7件、その他事件3件の計21件の付議事件と確認した。

【質疑】

質疑なし。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。

【質疑】

質疑なし。

・全員協議会及び議会基本条例推進協議会の開催日を9月21日と確認した。
また、議会広報委員会の開催日を9月22日と確認した。

・一宮市が9月1日開催予定の市制100周年記念式典は、まん延防止等重点措置の対象地域であることから規模縮小開催により、市長は出席しない旨行政課長から報告有り。

③一般会計・特別会計決算審議での質疑区分について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおりと決した。

【質疑】

質疑なし。

④代表監査委員への質疑通告について

慣例から通告期限を本会議初日8月26日（木）午後5時と決した。議会運営委員会終了後に本件について議員あてに通知するものと決した。本会議での質疑の順番は慣例により提出順であることを確認した。

【質疑】

質疑なし。

⑤決算証書類審査について

慣例により、初日は午前10時から午後5時まで、2日目は午前9時から午後5時まで、最終日は午前9時から午後4時までと決した。資料要求の期限は2日目の午後5時と決した。なお、決算証書類審査最終日の翌日が財務常任委員会初日であることから、議員が望む日時に執行機関が資料を用意できないことが見込まれ、資料要求の際は担当課に確認いただくようお願いした。

【質疑】

質疑なし。

⑥一般質問発言順序について

伊藤議長から堀議員の通告要旨の一部について、要旨内容から判断するに議案第74号に関するものではないかと議会運営委員会へ諮問された。

議会運営委員会は、一部要旨が議案に当たると判断し、議会基本条例第22条第3項の規定に基づき、9月定例会一般質問では扱えないものと決した。その旨を議長から堀議員へ「要旨の一部は議案質疑等で質疑するもの」と直接説明することに決した。また、公表している一般質問通告要旨からも削除することに決した。

伊藤議長から水野議員の通告の一部について、[総論〇〇][各論□□]という表記は、必要ないのではないかと議会運営委員会へ諮問された。

議会運営委員会は、これらの表記は削除するものと決した。

議会事務局統括主査：議長諮問の後に資料に基づき説明

議員12名から一般質問の要旨が通告されたことを確認し、各日4名ずつ一般質問を行うものと決した。

また、一般質問の順序は、くじにより次のとおりと決した。

9月2日（木）

木村冬樹議員、水野忠三議員、片岡健一郎議員、大野慎治議員

9月3日（金）

鬼頭博和議員、梅村均議員、須藤智子議員、井上真砂美議員

9月6日（月）

谷平敬子議員、堀 巖議員、梶谷規子議員、黒川武議員

【質疑】

質疑なし。

⑦請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日までに9月定例会で取り扱うべき請願・陳情の提出については、請願1件、陳情10件であることを確認した。陳情第4号及び第5号は、意見陳述を希望されていることを確認した。

また、資料として提出した要望書は、全議員に配付することに決した。

【質疑】

質疑なし。

⑧議案第74号に係る監査委員に対する意見聴取について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本議会運営委員会終了後速やかに議案第74号に係る意見聴取を監査委員に対し回答期限を8月27日として行うことに決した。意見聴取した回答は、8月31日本会議において、議長の諸般報告にて配付するものと決した。意見聴取した回答に対して質疑できるのか確認するものと決した。

⑨除斥について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

9月定例会で取り扱う議案のうち、議案第74号についての議会選出監査委員、令和3年度一般会計補正予算のうち一科目に関わる可能性のある議員は、いずれにおいても除斥の必要がないことを確認した。

【質疑】

水野議員：補正予算の議案審議討論において、当該議員が関わるおそれのある科目についてのみ討論する可能性があるか。

議会事務局統括主査：可能か不可能かということだけであれば討論は出来るものとする。

井上委員長：実際に本会議の場で行われたならば、内容やその時間を総合的に判断し、議長に委ねられるものである。

梶谷委員：最終日の決算審議において監査委員は慣例で退席しているが、議案第74号の採決の時点で議選監査委員の退席は必要ないのか。

議会事務局統括主査：先程来の法第117条に基づく除斥と退席では意味合いが異なるが、岩倉市議会では慣例として決算議案の採決の際は退席としてき

た。過去に近隣市へ問い合わせたが、退席しているのは岩倉市議会のみであった。即ち、議選監査委員が除斥の対象ではない議案の審議（採決）において、退席しなければならないという理由は見つからない。

⑩その他

・伊藤議長から9月定例会初日に岩倉市制50周年記念ポロシャツを全議員で着用する旨の提案有り。全議員で着用するものと決し、その旨を全議員へ連絡するものとした。

・議会事務局長から9月定例会においてもこれまで同様に感染対策に心掛ける旨の報告有り。

(2) その他

・洪水警報等の発令により市災害対策本部が設置されたことについて、市内の被害状況等の連絡がなかったので、情報を共有したいとの意見有り。

12 その他

・議長から12月定例会において議場避難訓練を実施したい旨を伝えられた。